

「インターKX所得税」平成21年度対応版 概要 (Ver.H21.1)

「インターKX所得税 Ver.H21.1」での対応内容をご案内します。
当内容は、予告なく変更されることがありますので、ご了承ください。

1. データの利用について

データ移行対象バージョン・・・Ver.H20.1*以降
上記のバージョンからデータ移行が可能です。

概要のバージョンの表記について

「Ver.H21.1」のように小数点以下2桁目は省略して記載しています。正確なバージョンはシステム起動後の[ヘルプ]-[バージョン情報]で確認できます。

2. 税制改正内容

システムに関係する改正の内容は次のとおりです。

●上場株式配当の申告分離課税制度の創設と損益通算の特例の創設

上場株式等の配当所得について、従来の「総合課税」に代えて、新たに「申告分離課税」を選択できるようになりました。また、上場株式等の譲渡損失（繰越損失分を含む）と損益通算することもできるようになりました。

申告分離課税を選択した場合、平成23年12月31日までに支払を受けるべき上場株式等の配当所得については、7%（通常は15%）の税率を適用することができます。

→本改正に伴い、申告書第三表と第四表、付表 上場株式等の繰越損失用が改訂されましたので、その新様式に対応します。

●住宅借入金等特別控除の改正

適用期限が5年間延長されるとともに、控除限度額が大幅に引き上げられました。

また、認定長期優良住宅の場合には、更なる優遇措置が設けられました。

■改正の概要（認定長期優良住宅以外）

控除対象限度額を2000万円から5000万円（平成21・22年居住開始の場合）に引き上げられ、控除率も10年を通して1.0%となりました。（平成20年は7年目から0.5%でした）

■認定長期優良住宅の優遇措置

認定長期優良住宅の場合には、更なる優遇措置が設けられました。

控除対象限度額について、平成23・24・25年居住開始の場合に通常の新築よりも1000万円上乘せされます。

（平成21・22年は通常の新築と同額となります）

また、控除率についても、平成21・22・23年居住開始の場合は1.2%となります。（平成24・25年は通常の新築と同様に1.0%となります）

→本改正に伴い、住宅借入金等特別控除額の計算明細書が改訂されましたので、その新様式に対応します。

●認定長期優良住宅新築等特別税額控除の創設

認定長期優良住宅を新築等した場合に、住宅ローンを組まなくても、長期優良住宅にするために一般住宅より多めに掛かったであろう建築費の10%に相当する額（限度額：1,000万円）を税額控除できる措置が設けられました。また、その年分の所得税の額から控除しても控除しきれない金額は、繰越することができます。

ただし、住宅借入金等特別控除との同時適用はできません。（選択適用となります）

→この控除を受けるには、「認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」（新規帳票）の作成が必要です。

システムでは、この帳票の追加対応は行いませんので、この帳票で計算した控除額を申告書に手入力していただく運用となります。

●住宅耐震改修特別控除の改正

適用期限が5年間延長されるとともに、控除対象金額に一部変更がありました。

■控除対象金額の変更

控除対象金額について、「住宅耐震改修に要した費用の額」から、「住宅耐震改修に要した費用の額」と「住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」のうち、少ない方となりました。

→この控除を受けるには、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」の作成が必要です。

システムでは、従来からこの帳票には対応していません。（今回の追加対応もありません。）

●住宅特定改修特別税額控除の創設（バリアフリー・省エネ改修工事）

一定のバリアフリー・省エネ改修工事を行った場合に、「当該工事費用」と「当該工事に係る標準的な工事費用相当額」のいずれか少ない金額（上限200万円、ただし、太陽光発電装置を設置する場合は300万円）の10%に相当する金額を税額控除できる措置が設けられました。

→この控除を受けるには、「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書」の作成が必要です。
システムでは、この帳票の追加対応は行いませんので、この帳票で計算した控除額を申告書に手入力していただく運用となります。

●長期譲渡所得の1,000万円特別控除制度の創設

平成21年、平成22年に取得した国内にある土地等で、その年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡をした場合には、その年中の当該譲渡に係る長期譲渡所得の金額から1,000万円（1,000万円に満たない場合にはその金額）が控除できることとされました。

→特別控除額については、手入力していただく項目になるため、システムで対応することはありません。

●電子申告の提出省略等できる第三者作成書類の追加

次の3つが追加されました。

- ・上場株式配当等の支払通知書
- ・オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ・配当等とみなされる金額の支払通知書

→第三者作成書類の帳票として、「配当所得に係る支払通知書の記載事項」が追加されましたので、この帳票に対応しました。
この帳票には、上記3種類の通知書の内容を記載します。

●適用期限の延長

次の特例等について、適用期限が延長されました。

- ・電子証明書特別控除 →2年延長
- ・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 →5年延長
- ・特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例 →5年延長

●個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設

平成21年から平成25年までに入居し、所得税の住宅借入金等特別控除の適用をした方について、所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除する制度が創設されました。

なお、この制度の適用を受けるための市区町村への申告は、不要とされました。

■税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除（H18年以前に居住した方向けの税額控除）について

この制度の創設に併せて、税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除についても、市区町村への申告は原則不要となりました。

→この制度により追加となる帳票や追加となる項目はありませんので、システムの対応は必要ありません。
なお、昨年対応しました「(住民税)住宅借入金等特別税額控除申告書」については、機能としてそのまま残ります。これは、新たな住宅ローン控除(新制度)と税源移譲の経過措置としての住宅ローン控除(旧制度)とで、控除される金額が異なる場合があるためです。申告期限(3/15)までに市区町村に提出することにより、旧制度で計算された控除額で適用を受けることができます。

3. 機能アップ等によるその他変更内容

機能アップとして対応を予定している内容のうち、主なものは以下のとおりです。

●基本情報画面(住所欄)の改善

基本情報の「住所」の欄を「納税地」と「住所地」に分割して、電子申告のときに不都合が出にくい入力画面の構成にします。

前回 (H20 年版)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">住所</td> <td>長野県諏訪市大和〇-〇</td> </tr> <tr> <td>納税地区分</td> <td>東京都新宿区西新宿〇-〇 西新宿ビル24階</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>▼</td> </tr> </table>	住所	長野県諏訪市大和〇-〇	納税地区分	東京都新宿区西新宿〇-〇 西新宿ビル24階	事業所	▼									
住所	長野県諏訪市大和〇-〇															
納税地区分	東京都新宿区西新宿〇-〇 西新宿ビル24階															
事業所	▼															
今回 (H21 年版)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">納税地</td> <td>▼</td> <td>〒 392-0001 ※ -(H77)を含む半角数字で入力します</td> </tr> <tr> <td>事業所</td> <td>▼</td> <td>長野県諏訪市大和〇-〇</td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td>▼</td> <td>〒 160-0023 ※ -(H77)を含む半角数字で入力します</td> </tr> <tr> <td>住所地</td> <td>▼</td> <td>東京都新宿区西新宿〇-〇 西新宿ビル24階</td> </tr> <tr> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 各帳票(明細書・計算書等)には、住所地进行を印字する </td> </tr> </table> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-top: 5px;"> 住所地は、納税地区分が「(住所)」以外の場合にだけ表示され、入力可能になります。 </div>	納税地	▼	〒 392-0001 ※ -(H77)を含む半角数字で入力します	事業所	▼	長野県諏訪市大和〇-〇	住所	▼	〒 160-0023 ※ -(H77)を含む半角数字で入力します	住所地	▼	東京都新宿区西新宿〇-〇 西新宿ビル24階	<input type="checkbox"/> 各帳票(明細書・計算書等)には、住所地进行を印字する		
納税地	▼	〒 392-0001 ※ -(H77)を含む半角数字で入力します														
事業所	▼	長野県諏訪市大和〇-〇														
住所	▼	〒 160-0023 ※ -(H77)を含む半角数字で入力します														
住所地	▼	東京都新宿区西新宿〇-〇 西新宿ビル24階														
<input type="checkbox"/> 各帳票(明細書・計算書等)には、住所地进行を印字する																

●源泉徴収票からの連動強化

給与源泉徴収票、公的年金の源泉徴収票からの申告書等への連動項目を大幅に追加し、これらの源泉徴収票と申告書等との二重入力を回避し、スムーズな申告書作成ができるようにします。

●所得税申告税額比較表の追加

シミュレーション帳票として、前年と今年の申告税額の比較を行う「所得税申告税額比較表」を追加します。

■サンプル

事業	業種	当年分 (平成21年分)	前年分 (平成20年分)	差額 当年分 - 前年分
		分離/青色	分離/青色	
所得金額	営業等	1,050,000	951,202	98,798
	農業	4,950,000	5,230,000	△280,000
	不動産	13,500,000	11,000,000	2,500,000
	利子			
	配当	0	100,000	△100,000
	給与	1,539,200	2,378,400	△839,200
	雑			
	総合課税・一時	0	250,000	△250,000
	合計	21,039,200	19,909,602	1,129,598
	分	短期課税		

●個人住民税計算書 公的年金特別徴収制度対応

平成20年10月から始まった、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の計算に対応します。

■個人住民税計算書 入力画面

公的年金の所得についても、徴収方法が選択できるようになります。

		徴収方法	住民税額
給与所得		特別徴収	4,000
公的年金の所得	年度前半	特別徴収	0
	年度後半	特別徴収	0
上記以外の所得			1,860,300

●税務代理権限証書の4面対応

添付書面(税理士法第33条の2)の4面の入力を追加します。

●ターミナルサービス対応

Windows Server 2003/Windows Server 2008のコンピューターをターミナルサーバーにして、リモートデスクトップ接続により所得税システムを利用することができるようになりました。

Windows Server 2003/Windows Server 2008のコンピューターには、ターミナルサーバーで利用する場合のみ所得税システムのクライアントセットアップが行えます。ただし、サーバーPCでアプリケーションを起動することはできません。

●その他の対応

その他、次の対応を行います。

- ・郵便番号辞書のセットアップ組み込み
郵便番号辞書は所得税システムセットアップと同時にセットアップされるよう変更します。
- ・電子マニュアルメニューの追加
メニューバーに<マニュアル>ボタンを追加し、システムから電子マニュアルが起動できるようになります。

4. 「インターネットX電子申告」をご利用のお客様

電子申告更新用プログラム (Ver.H21.1.e1) は、平成22年1月下旬のご提供を予定しています。詳細が明らかになりましたら、別途ご案内いたします。